



東京地本は、中央本部指令第7号・第9号に基づき 畠山浩信君の特別執行委員を解除

8月22日、中央本部より「第3回中央執行委員会（2019.8.22）の決定事項」として指令第7号が以下の5項目が示されました。

1. 畠山浩信君の中央執行部員を解除する。
2. 東京地方本部に畠山浩信君の地本特別執行委員の任を解除することを求める。
3. 畠山浩信君に「真実の声」の閉鎖を求める。
4. 中央本部は畠山浩信君に対し、雇用と勤務に関する規則第25条2項に基づき、2019年8月23日から懲戒処分の決定まで出勤停止を命ずる。
5. 12地方本部は指令の内容を全組合員へ周知し、組織破壊を許さない体制を構築すること。

また、9月4日には、指令第9号「東京地方本部に対する指令7号の履行について」として、以下の項目が示されました。

1. 東京地方本部は直ちに、指令7号を履行し、畠山浩信君の地本特別執行委員の任を解除すること。なお、2019年9月5日18時までに中央本部に報告すること。

したがって、東京地本は、指令第7号・第9号に基づき、2019年9月5日に持ち回り執行委員会を開催し、畠山浩信君の地本特別執行委員の任を解除しました。

**東京地本は、これからもあらゆる組織破壊を許さず、
12地本の総団結に向けてたたかいます!**